

2020. 12. 22. No.392

おきがくろうニュース  
沖縄学校事務労働組合



自らの要求は自らの手で!

カンパ送付先

郵便振替 02090-0-2239  
沖縄学校事務労働組合

連絡先

okigakurou2017@gmail.com

# 源泉徴収、年末調整はやめてしまえ

年末調整は、いつまでたっても学校事務職員を最も悩ます業務のひとつだ。

ひどい事例から紹介すると、沖縄県教職員共済会が学校に送りつけてくる保険料控除申告書(会員の氏名と会で取り扱っている保険の保険料等があらかじめ記載され、保険料控除証明書の葉書がホッチキスどめされている)をそのまま何も追加記入せず(計算を一切しないまま)葉書を開封することなく、そのまま提出する教員が一定数いる。彼らは決まってこう言う「これまでもそうしてきた」「難しくて分からないから事務職員にお願いするものだと思っていた」と。

他には、10年分の住宅借入金控除申告書を事務職員に「預け」ようとする者、事務職員に申告書を「渡した」はずだと言い張る者、「その申告書は事務職員が書くもので、私は今まで書いたことがない」と怒り出す者までがいる。

提出締め切りを守れない者に提出を促すと、迷惑そうな顔をしながら「忘れてた、書き方を教えて」と悪びれずに言ってくるのは、年長者に多く、毎年同じ者が同じことを繰り返す。

## \*\*金の計算は下等な仕事か\*\*

口には出さないが、教員らの本音は「我々教員は授業で忙しいのだから、こんな面倒なことは事務職員がやって当然だ」「面倒な金の計算をするのは、昔っから事務職員の仕事と決まっている」「どうせ事務職員に聞けば済むのだから、申告書の書き方をいちいち覚える必要はない」というところだろう。教員には自ら確定申告を

する自由もあるのだから大人扱いしてあげよう。

この問題を作り出している原因は、教員を甘やかしている一部事務職員にもある。「職の確立」なんてカッコ良いことを言うのなら、目の前にいる学校事務職を下に見る教員たちに「自分のことは自分でやれや」の態度で望むのが筋というものだ。

## \*\*源泉徴収制度のそもそも\*\*

年末調整は、毎月の給与から所得税を天引きする源泉徴収制度の中で年末に微調整する作業だ。源泉徴収は、そもそもが第二次大戦中に戦費を効率的に徴収するために当時の政府がナチスドイツのやり方に倣って始めた。それまでは、年度末にしか徴収できなかった所得税を月々集めることが可能な方法に変更するためだ。

それが戦後も税務署の業務軽減等を理由に継続されている。政府にとっては、税額計算の事務作業を事業主に無料で行わせることでコストが削減でき、取りやすいサラリーマンから手取り早く徴収できる便利な制度と言える。

## \*\*納税意識の希薄化を促進\*\*

逆に源泉徴収制度の最大のデメリットは、被雇用者から納税者意識を奪うことだ。年末調整で数千円の還付金を受け取って嬉しがることはあっても(間違っても多めに取られていた分が返ってきただけで得したわけではないのだけれど)、自分が納税している所得税額(ついでに住民税も)を即答できる会社員や公務員はほとんどいないだろう。

税とは、憲法に明記されているように国民が健康で文化的な最低限度の生活をすることを保障するための経費を国や地方公共団体に国民や事業所等が納めるお金のことだ。

しかし、多くの日本人にとって税とは納めるものではなく、「年貢」のように取られるものとい

読者のみなさまへ、ボーナスカンパのお願い

カンパ送付先 郵便振替 02090-0-2239

沖縄学校事務労働組合 まで

JIMJIMの郵送料につかいます。

学校事務職員の独自労働組合に支援を

う認識のままにしているようだ。年貢のように取り上げられてしまった後は、庶民にはどうしようもないものとあきらめてしまわなければならないものという考え方になってしまっている。

源泉徴収や年末調整により、所得税が自動的に給料から天引きされることで、自分の財布や口座から金を引き出し、役所に納めるという行動が省かれてしまっていることが、被雇用者から自分は納税者であるという意識を失わされている最大の原因だ。

身銭を切って納税することが、国民主権を前提とする国家の主権者としての権利を自覚する（もちろん、納税額の多寡で主権者としての立場に差はつけられないし、なんらかの理由で納税することができない人も納税者とまったく同等の立場にある）出発点となる。

納税は、国民の三大義務のひとつだが、同時に国民のひとり一人が時の政府や自治体の税金の使い道に納得できない場合には、納税をボイコットしたり額を減らしたり納税時期を遅らせることで、政府や自治体が国民の意思に沿った健全な運営を行わせるための武器として行使できるようにすれば良いのと思う。

いずれにしても現状では源泉徴収、年末調整は、被雇用者の納税意識を希薄化させるための制度として活用されてしまっているわけで、源泉徴収制度をやめて（同時に税務署の大幅増員も）全国民が確定申告することが、納めた税金の用途を厳しく監視する目を養うことになり、この30年間、停滞し続けるこの国が成長するきっかけになるのではないか。

### 事務主幹は、校長のようにへき地異動する

10月27日に県教育庁と団体交渉を行った。

その中で「定期人事異動教職員配布用資料」に新たに書き加えられた「**事務主幹については、共同学校事務室の事務長としての異動を原則とする**」の1行の文章について確認したことを報告する。

沖学労からの質問に県教育庁は下記のように

回答した。

Q1 「事務主幹から事務主幹へ昇任するする条件として事務長になることを義務付ける意味のものか」

A 「そうではない」

Q2 「それまでのへき地離島経験とは別に、へき地離島への異動があり得るのか」

A 「人事異動方針には、へき地離島校勤務を2回以上経験する旨、書いてある」

Q 「3回以上もあり得るということか」

A 「2回以上という言葉の通りだ」

Q 「事務主幹でない職階の者が事務長になることもあるのか」

A 「状況によりあるだろう」

### \*事務職員は無制限に離島勤務させられる\*

驚くべき事実が発覚した。県教育庁学校人事課は、定期人事異動教職員配布用資料4Pにある「5離島・へき地校への異動（1）在職期間中に離島・へき地校勤務を経験するものとする。ただし、養護教諭・栄養教諭・事務職員・学校栄養職員は、2回以上経験するものとする」の意味を「2回以上とは、3回、4回以上も含む言葉」と言い切った。当局は、何十年と続いてきた人事異動のルールを日本語の解釈を勝手に変えることで一方的に変えてしまった。「私は2度のへき地離島校経験がある」と安心している場合ではない。現在、事務主幹の人数は、共同学校事務室の数よりも30も少なく、現状、離島には事務主幹配置が少ない。事務主幹の誰もがへき地異動の可能性がある。沖学労は、事務主幹の方々の年齢的に置かれている家庭状況を受験時期の子どもがいる可能性が高い、女性が多い、高齢の家族のケア等の理由でひとり単身赴任することが難しいことを説明したが、当局は考慮するに当たらない理由だと即答したことを報告しておく。県庁の中でしか異動しない者に、信号が島にひとつだけ、風が強くなると船便が止まる島へ行かなければならない私たちの気持ちなど理解できないのだろう。沖学労はこの人事異動方針転換の撤回を求め闘い続けます。(濱)

